

記入例

※受付番号

新座市営墓園合葬式墓所申請事項確認書

こちらは記入しないでください

以下の全ての事項について了承の上、新座市営墓園の合葬式墓所の使用を申請します。

全ての項目をチェックしてください

新座市営墓園合葬式墓所の特徴やメリット・デメリット等について理解し、親族間で十分に協議を行いました。	☒
合葬式墓所に遺骨を納骨した後は、遺骨の取出し（改葬）ができないことについて了承します。	☒
現在、市営墓園内の一般墓所を使用している場合、使用している墓所を返還することが合葬式墓所の申請条件となることについて了承します。 このため、現在使用している墓所に遺骨が埋蔵されている場合は、全ての遺骨を合葬式墓所等に改葬（移し替え）します。	☒
今回、合葬式墓所の申請をした後、自己を含む親族の追加申込みができないことについて了承します。	☒
次のいずれかに該当する場合、市が合葬式墓所の使用权の取消しをしても異論はあません。 ・ 使用权を使用者本人以外の者に譲渡し、又は転貸した場合 ・ 現在、使用している一般墓所又は特別墓所の返還手続及び遺骨の改葬手続（遺骨の移し替え作業）を速やかに行わず、市が手続の要請をしてもこれに応じなかった場合 ・ その他、法令又は新座市営墓園条例に基づく規則に違反した場合	☒
遺骨を骨壺から納骨袋に移し替える作業は、申請者自身が行い、又は石材店等に委託します。 （市及び市営墓園では、遺骨の移し替え作業は行いません。また、骨壺のままの状態です市又は市営墓園でお預かりはしません。）	☒
現在、市営墓園内の一般墓所を使用している場合、合葬式墓所への遺骨の納骨は、現在使用する一般墓所の返還が終わった後に行われることについて了承します。 また、合葬式墓所への納骨の立ち合いができないことについて了承します。	☒

生前申込みを希望する場合は、納骨予定者の納骨等の手続を行える者として申請者・納骨予定者以外の第三者を指定し、「生前申込みに係る第三者指定届出書」を添えて申請します。	☒
使用許可の決定後、合葬式墓所を使用しなくなった場合、使用許可日から起算して3年以内にその旨の届出をした場合に限り、使用料及び管理料が半額還付されることについて了承します。	☒
合葬式墓所には、1基当たり500体納骨可能なカロート（納骨室）が8基埋設されていますが、カロートの位置を指定することはできないことについて了承します。	☒
使用許可を得た人数（体数）を超えた遺骨が納骨されていることが判明した場合は、判明した人数分について改めて申請の上、追加で使用料・管理料を支払います。	☒
現在、新座市営墓園以外の墓所に埋蔵している遺骨を合葬式墓所に改葬（移し替え）を行う場合、現在の墓所を管理・運営する霊園や寺院等と事前に調整を行い、改葬することについて内諾を得ています。	☒
その他、合葬式墓所の使用申請をするに当たり、この確認書に無い事項や申請内容について市（市営墓園管理事務所を含む）と協議をする必要が生じた場合は、解決に向けて速やかな対応に努めます。 また、新たに提出が必要な書類が発生した場合も、速やかに提出します。	☒
抽選となった場合に当選率を上げる等を目的とした、重複した内容の申請はしていません。 また、その事実が判明した場合、全ての申請が無効扱いとなっても異議申立てはしません。	☒

令和 7 年 〇 月 〇 日

（申請先）新座市長

氏名 新座 太郎

申請者

住所 新座市野火止△丁目△番△号